

令和 8 年度建築基準法定期点検（外壁他補修）に係る見積依頼について

1 目的

建築基準法定期点検不備事項について補修し、地震等による落下被害や教室等の雨漏りを未然に防ぎ、子どもの命を守り、安心安全な学習環境を整備する。

2 施工箇所・施工内容

次頁記載の仕様書に基づき見積書を作成すること。対象校及び施工箇所は別添不備事項一覧のとおりとする。ただし、現場調査により他の箇所に不備事項と同様の症状がみられる場合は、当該箇所を含めた見積書を別に提出すること。（見積書作成の上で疑義がある点は写真を送ること。質問はメールでのみ受け付ける。）

【特記事項】

No. 12（2F 渡り廊下天井爆裂）については、補修箇所の断面修復に加え、再発防止のため渡り廊下面上部の防水改修を実施すること。

防水改修は渡り廊下屋根面全体を対象とした全面塗膜防水（又は同等以上の防水性能を有する工法）とし、その費用を見積りに含めること。

なお、本不備は防水層劣化による漏水を原因と想定しているため、部分的な防水補修のみの提案は認めない。

3 見積書の留意点及び添付資料

- (1) 見積書内訳は、単価及び数量について明記すること。
- (2) 添付「校舎配置図」に修繕箇所を付番し、番号ごとに見積書の内訳を明記すること。
- (3) 提出先

期限：令和 8 年 9 月 9 日（水）

提出先：京都市教育委員会事務局教育環境整備室建設整備担当 山本・小曾原

（京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地）

電 話 （075）222－3796

e-mail gb766-hirata@edu.city.kyoto.jp@edu.city.kyoto.jp

4 本依頼書の添付資料

- (1) 校舎配置図
- (2) 不備事項一覧（図面及び写真）

外壁等劣化補修（緊急対応）の施工内容について

1 目的

外壁等の異状箇所の補修及びその発生原因となる異常箇所の是正を含む、適切な補修工事を実施するための基準を定めるものである。

2 適用範囲

本仕様書は、見積書作成業務（現地調査・補修・仕上に係る費用積算）全般に係る仕様として定める。

3 事前調査及び補修内容の提案

事業者は補修対象箇所のみでなく、施設全体について、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を目視で確認し、必要に応じて手の届く範囲で打診調査を実施するなどして、他に異常箇所がないか確認する。

爆裂やクラックなどの異常箇所については、以下に例示するような原因箇所への対処も含めた補修内容を見積書上で提案すること。なお、外壁等が「表面仕上げ材のみの劣化」の場合は本見積りの対象外とする。

（例）

- ・欠損等異常箇所の周辺部のクラック、シール切れによる浸水
- ・防水部分の劣化

4 施工内容

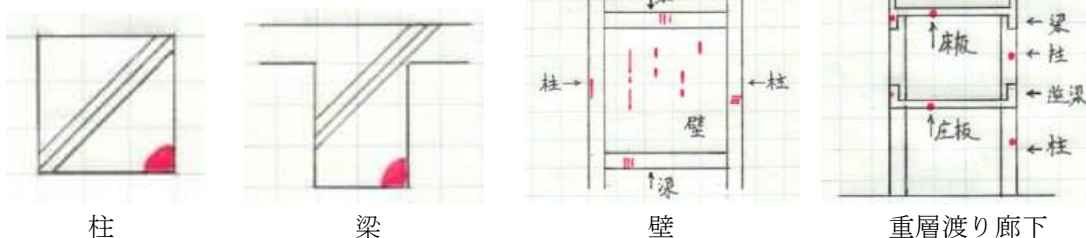
4-1 共通事項

- (1) 見積りにおける外壁等の補修工法及び使用材料の選定は、コニシ株式会社の「ボンド外壁リハビリシステム」及び「外壁補修標準施工要領」を参照すること。
- (2) エポキシ樹脂使用材（モルタル等）が表面に露出する場合は、紫外線による黄変防止のための塗装を行う。塗装材料は将来において棟全体の美装工事に支障ない材を選択すること。
- (3) ポリマーセメントモルタルは使用禁止とする。
- (4) 表面仕上げまで見積りに入れるかどうかは、教育環境整備室と協議する。
- (5) 既存仕上材等については、石綿含有の有無が確認されていないため、石綿含有建材（みなし）として取り扱うものとする。
- (6) 受注者は、石綿障害予防規則その他関係法令に基づき、必要な措置を講じたうえで施工すること。

4-2 「コンクリート打放し仕上げ」又は「コンクリート打放しリシン吹付け仕上げ」

- (1) 「ひび割れ部」：シール工法等とする。
- (2) 構造耐力上主要な部分の「浮き」、「欠損部」、「鉄筋の爆裂部」：エポキシ樹脂モルタル充てん工法とする。劣化部分を斫り出し、鉄筋発錆部を撤去（非発錆部は残す）し、清掃を行う。その後、斫り出し部と鉄筋露出部共に防錆プライマーを塗布し、エポキシ樹脂モルタルを充てん（断面復元）する。

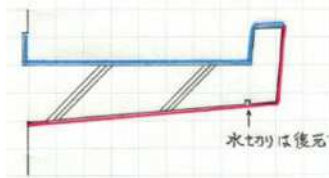
（例示）



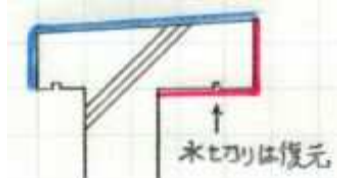
- (2) (2)以外の「浮き」、「欠損部」又は「鉄筋の爆裂部」：エポキシ樹脂モルタル薄塗り工法とする。劣化部分を斫り出し、鉄筋発錆部を撤去（非発錆部は残す）し、清掃を行う。その後、斫り出し部と鉄筋

露出部共に防錆プライマーを塗布し、エポキシ樹脂モルタル薄塗り（1センチメートル）を行う。なお、1センチメートルの薄塗りを行うこととする。

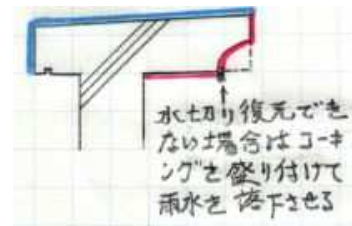
（例示）青線部分：全面塗膜防水を行う 朱線部分：補修部分を樹脂モルタル薄塗り 1 cmとする



一階の底下の「浮き」「鉄筋の爆裂」



パラペット底下の「浮き」「鉄筋の爆裂」



同「欠損」

4-3 「モルタル塗り仕上げ」又は「タイル張り仕上げ」

「ひび割れ部」、「欠損部」、「浮き部」

張替え、塗替え、全部又は部分補修など様々な様態がある。浮き部分は斫り落すことを基本とするが、一様に工法を決められないので、提出された見積りを個別に判断する。

【祥栄小学校】

関係写真
(敷地・構造)

[illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible]

(平成27年度)

